

# 給水装置工事の指針

## 第13章

### 開発行為

浜松市上下水道部



## 目次

1 3. 1	目的	1 3 - 1
1 3. 2	協議申請	1 3 - 2
1 3. 3	同意書の通知	1 3 - 3
1 3. 4	給水装置工事の申込み	1 3 - 4
1 3. 5	使用材料	1 3 - 4
1 3. 6	施工	1 3 - 4
1 3. 7	検査	1 3 - 4



## 第 13 章 開発行為

### 13.1 目的

開発行為（都市計画法第 29 条関係）において、都市計画法第 32 条に基づく協議及び同意に関する事項並びに開発行為に伴う工事の施行について定める。

なお、指針に定めのない事項については、仕様書によるものとする。

〈解説〉

この章は、都市計画法第 32 条に規定する開発行為に伴う協議及びその同意に関し、必要な事項を定めるものである。

また、併せて開発許可に基づき施行される工事に関し、必要な事項を定める。

#### 【都市計画法第 32 条】

(公共施設の管理者の同意等)

開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。

2 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者その他政令で定める者と協議しなければならない。

3 前 2 項に規定する公共施設の管理者又は公共施設を管理することとなる者は、公共施設の適切な管理を確保する観点から、前 2 項の協議を行うものとする。

## 13.2 協議申請

(1) 開発行為を行おうとする者（以下「開発者」という。）は、当該開発行為に水道に関する計画（以下「水道計画」という。）がある場合、開発行為に係わる協議申請書（第1号様式）に下記に掲げる書類を添えて市の担当課・室に提出し、同意を得なければならない。

- ア 位置図
- イ 全体計画図
- ウ 配管計画図
- エ 使用水量計画書
- オ 水理計算書
- カ 管網図
- キ 水圧測定記録
- ク 公図写し
- ケ その他市が必要と認めるもの

(2) 開発行為の同意を受けた開発者が、当該行為に関わる事項を変更しようとするときも、市の同意を得なければならない。

〈解説〉

(1) 開発者は、開発行為に係わる協議申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて担当課・室に提出し、水道計画に関し、市の同意を得なければならない。

ア 位置図

A4サイズ（申請箇所が明確にわかる図面）

イ 全体計画図

開発行為の全体計画がわかる図面

ウ 配管計画図

(ア) 計画平面図に配管の布設位置、口径、管種、メーター、その他器具類等配管計画を記入したもの。なお、作図方法等は指針第6章及び仕様書によること。

(イ) 給水方式が貯水槽方式又は直結方式との併用方式の場合は、貯水タンク、高置タンク及び副受水タンクの設置位置、有効容量、系統図等を添付すること。

エ 使用水量計算書

給水方式が貯水槽方式又は直結方式との併用方式の場合は、当該施設の計画1日使用水量を計算し、貯水槽の有効容量を算出すること。

なお、計算方法等は、指針第4章によること。

オ 水理計算書

次の場合は水理計算書を提出すること。

なお、計算方法等は指針第4章によること。

(ア) 完成検査後、市に移管する水道施設又は開発者が所有する私設代用管（以下合

せて「移管施設等」という。)を布設する場合

(イ) 口径 50mm 以下で、かつ、片送りの配水管又は私設代用管から分岐する場合

(ウ) 当該開発地内に 3 階以上の建築物を建設し、かつ、3 階以上に給水栓を設置する場合

カ 配水管網図

A4 サイズ (申請地と水圧測定位置を明記し、水圧測定日時を記入すること)

キ 水圧測定記録

申請地付近の消火栓で、24 時間水圧測定をし、その記録結果を添付すること。ただし、水理計算書の提出の必要がない場合、他の方法で水圧に関する情報が得られる場合及び担当課・室の指示がある場合は省略することができる。

なお、他の方法で水圧に関する情報が得られる場合及び担当課・室の指示がある場合の取り扱いは、指針第 1 1 章によるものとする。

ク 公図写し

A4 サイズ (申請地を明記すること)

ケ その他

オ (ウ) の場合は、配管立面図を提出すること。

(2) 当該開発行為の水道に係わる内容を変更しようとする場合、変更しようとする水道計画に関し、市の同意を得なければならない。

### 13.3 同意書の通知

担当課・室は、開発者から提出された開発行為に関する協議書について、内容を審査し、決裁後、開発行為に関する同意・協議書 (第 2 号様式) を開発者に通知するものとする。

〈解説〉

担当課・室は、開発行為に関する協議書が提出されたら、協議内容を審査するとともに、必要に応じて関係課又は室と協議し、開発行為に関する同意・協議書 (第 2 号様式) を開発者に通知する。

特に、移管施設等については、開発区域のみならず、周辺地域の状況を考慮し、水道計画との整合をとり、水理計算をチェックする。この水理計算において、移施設等の管末で所要の水圧が確保されていなければならない。(一般的に、最小動水圧が 0.15 メガパスカル、3 階直圧給水を考慮する地域においては、0.25 メガパスカルが確保されていること)

また、使用水量計算書は、計画建物の用途や間取り等により計算され、その水量に見合う給水管やメーター口径で計画されているか審査する。

水圧測定記録に基づく設計水圧については、測定した消火栓と配水池との標高差、計測した時期を考慮し、必要に応じ補正すること。

### 13.4 給水装置工事の申込み

開発者は、開発行為にかかる工事を施行しようとする時は、工事着手前に条例に基づく給水装置工事申込書を担当課・室に提出し、審査を受けなければならない。その際、申込書に通知を受けた同意書等の写しを添付すること。

〈解説〉

開発者は、通知を受けた同意書並びに条件書に基づき、各種手続きをしなければならない。

工事を施行する場合は、工事着手前に給水装置工事申込書を担当課・室に提出し、審査を受けなければならない。

工事申込書には、通知を受けた同意書並びに同条件書の写しを添付すること。

開発行為に関連して、「上水道給水要望工事」の申請をする場合は、担当課・室と事前協議すること。

### 13.5 使用材料

開発行為に伴う工事に使用する材料は、指針及び仕様書に適合しているものを使用すること。

〈解説〉

使用材料は、指針及び仕様書に基づき、開発行為の内容及び開発区域の状況に適した材料を選定すること。

なお、市に移管される水道施設（配水管及び弁栓類）は、市指定品を使用すること。

### 13.6 施工

開発行為にかかる工事の施行は、指針及び仕様書に基づくものとする。

〈解説〉

工事の施行は、指針及び仕様書に基づくこと。

なお、仕様書の「工事日報」については、適用しないものとする。

### 13.7 検査

検査は「完成検査要綱」の規定によるものとする。

〈解説〉

指針第10章 完成検査に基づき行う。